

ペレストロイカと弁護士制度・その一

——弁護士会にたいする国家の「一般的指導」の見直しについて——

杉 浦 一 孝

一 課題の限定

今日、ソ連の現行の弁護士制度について、つぎのようにいわれている。「地方では、執行委員会の司法部がしばしば弁護士会に指図をしている。眞の自治ということは、依然としてフィクションである。⁽¹⁾」「弁護士会はいまも、官僚主義的束縛、つまらない後見から解放されていない。弁護士の基本原則、すなわち自治がしばしば踏みにじられる。⁽²⁾」これらは、いわゆる反体制派とよばれる人たちが主張しているものではなく、現にソ連の弁護士会の要職につけている人たちが主張しているものである。前者は、モスクワ市弁護士会幹部会のメンバーの主張であり、後者は、キエフ市弁護士会幹部会議長のそれである。このような主張は、弁護士のあいだにとどまらず、ほかの階層のあいだにもみられる。たとえば、モスクワ大学のある研究者は、「弁護士会は「形式的には自治的な社会団体であるが、その自主性は事実上、司法省の当該部によつて無に帰している」とのべている。一九七九年のソ連弁護士法⁽⁴⁾（以下、弁護士法と略称）は、第三条第一項で、「弁護士会は、弁護士活動に従事する者の自発的な団体である」と記して、不十分であるにせよ、弁護士会に自主性あるいは自治を承認している。しかし、実際には、その自主性あるいは自治は、

司法省やその地方機関によつて侵害されているといふのである。このように弁護士(会)自治の実態を明らかにしたのち、彼らは、その主要な原因として、弁護士会が国家から「一般的指導」を受けていることをあげている。⁽⁵⁾ 弁護士会にたいする国家のこの「一般的指導」は、弁護士(会)自治とともに、弁護士法、各連邦構成共和国の弁護士規程によつて認められているが、問題は、それがいまなお広範囲にわたつて認められているところにある。弁護士法および弁護士規程が、弁護士(会)自治を認めていても、他方で、弁護士会にたいする「一般的指導」に関連する権限をひろく国家機関（とくに行政機関である司法省とその地方機関）にあたえ、しかも、弁護士の役割についての誤った考え方、さらには弁護士というものにたいする不信感が一般に根強く残つていれば、⁽⁶⁾ 弁護士(会)自治が容易に否定され、その結果、ほかの要因とあいまつて、弁護士の任務のひとつである「市民および組織の権利および法益の保護」が不十分なものとなり、ひいては誤判が生じることになるのは、当然のことであろう。

昨年の六月二八日から四日間ひらかれた第一九回全連邦党協議会は、その「法改革について」の決議で、「市民、国有企業および協同組合に法律問題の援助をあたえ、裁判所その他の国家機関および社会団体において市民らの利益を代表する自治団体としての弁護士会（адвокатура）」の役割を高めることを決めた（第八項）。これが、いまだ抽象的であるにせよ、右にのべたよな弁護士(会)の実態にたいする批判の意味をもつとともに、それを前提としながら、現行の弁護士制度の見直しをもとめるものであることは明らかであろう。実際、ペレストロイカのもとで、とくに刑事手続における弁護士の役割の強化、弁護士(会)自治の真の確立とそれとともに国家による弁護士会の指導の新しいあり方をもとめて、弁護士制度の見直しが進められてきている。党協議会が弁護士制度の改革を提起しながらも、その具体的な構想を示していないため、今後も、弁護士会、司法省などが、それぞれの立場から、弁護士制度の

見直しを進め、その改革の具体的な構想をさまざまなかたちで提示していくことであろう。

本稿は、現行の弁護士制度の改革の動向のうち、弁護士（会）と国家の関係の法的側面を表現している先の「一般的指導」概念の見直しの動き、具体的にいえば、弁護士（会）自治の確立および発展のために、弁護士会にたいする国家機関の「一般的指導」これまでのあり方を見直す動きを検討し、この検討をとおして、今後、社会主義社会における弁護士（会）組織のあり方について考えるときのひとつの素材を提供することを目的とする。なお、資料の関係から、検討の対象地域をおもにロシア連邦共和国にかぎっているということをあらかじめ断つておく。

二 弁護士（会）自治とその担い手の形成

現在、ソ連では、ペレストロイカの一般的課題として、「ソビエト社会のいつそうの民主化」と「社会生活のすべての領域での自治の拡大」が提起されている。弁護士（会）自治の確立および発展という課題は、弁護士制度の領域でのその具体化であるが、この問題を考える場合、まず、その担い手の問題にふれる必要があるであろう。いくら弁護士（会）自治が法制上認められていても、弁護士が真にその担い手になりえていなければ、意味がないからである。ここには、弁護士にみられる自治の担い手としての自覚の欠如とその原因など、いくつかの問題があるが、本稿の課題との関連で検討しなければならないのは、つぎのような点である。

第一は、かつて取調べ官、検察官または裁判官であった者で、その在職中に非行があつたものの弁護士会への入会の問題である。弁護士法は、弁護士会への入会について、つぎのように定めている。

「第五条 弁護士会員

- 1 弁護士会への入会を認められるのは、高等法学教育を修了し、二年以上の法律専門職の実務経験をもつソ連市民である。弁護士会への入会について、三ヵ月以下の試験期間を終えることを条件とができる。
- 2 高等法学教育を修了した者で、法律専門職の実務経験がなく、または実務経験が二年未満のものは、弁護士会で六ヵ月以上一年以下の修習を終えたのち、弁護士会への入会を認められる。
- 3 弁護士会への入会手続は、連邦構成共和国の弁護士規程ならびにソ連および連邦構成共和国のその他の法令が定める。

……（後略）……

」

一九八〇年のロシア連邦共和国弁護士規程⁽⁸⁾は、第一一条第一項および第二項に右の第一項および第二項の規定をそのままおき、第一二条で、右の第三項の規定を受けて、弁護士会への入会手続を定めている。それによると、入会の請求は、弁護士会の執行機関である同幹部会が審査することになっているが、請求を拒絶された者には、その拒絶決定について、自治共和国大臣会議または辺区、州もしくは市の人民代議員ソビエト執行委員会に不服申立てをすることが認められている（第三項）。不服申立てを受理した自治共和国大臣会議などは、当該決定が現行法に反していると認めるときは、その効力を停止し、弁護士会幹部会に審査のやり直しをもとめることができる（第四項）。弁護士規程は、この先の手続については何も述べていないが、ともあれ、このように、弁護士会への入会についての同幹部会の意思決定の手続にたいして、行政機関が「一般的指導」の名のもとで介入することを認めているのである。一九六年の旧弁護士規程⁽⁹⁾は、行政機関に、弁護士会幹部会が入会を認めた者を退会させる権限をあたえていた（第一項）。つまり、以前は、弁護士会への入会についての最終的な決定権は行政機関に留保されていたのである。こ

れと比較すると、現行の弁護士規程は、この領域で、行政機関の権限の制限、すなわち弁護士会の自主性の確立を図つたものといえるが、「自発的団体」である弁護士会への入会の手続に、いかなるかたちであるにせよ、行政機関が関与することを認めるのは問題であろう。

しかし、今日、とくに問題とされているのは、右の点ではなく、最初に指摘したように、「以前の職場で非行があつたかつての取調官、検察官および裁判官の弁護士会への入会」という「ひろくみられる事実」である。⁽¹⁰⁾弁護士に必要な「高度な職業的専門知識、市民としての勇気、強い正義感」に欠けており、しかも、「地方の指導機関からの直接の圧力」によって弁護士会に入会してくる場合もあるそのような人たちが、弁護士(会)自治の担い手にはなりえず、反対に、その形骸化の要因となるのは自明であろう。したがって、弁護士(会)自治の確立および発展のためにには、何よりもまず、そのような人たちを弁護士会に入会させる惡習をなくすことがもとめられ、さらには、弁護士会への入会を認めるにあたって、競争方式を導入し、明確な選抜基準を設定することが要求されるのである。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾モスクワ市弁護士会では、すでに、この方式が導入されたといわれているが、ともあれ、この問題を解決するには、いうまでもなく、入会の請求を審査する弁護士会幹部会にみられるつぎのような問題を解決することが必要である。

第二は、これまで弁護実務をしたことのない者が行政機関の「推薦」にもとづいて弁護士会幹部会議長の職につく問題である。弁護士会幹部会は、弁護士会の執行機関にとどまらず、その指導機関もあり、弁護士(会)自治を中心となつて担う重要な機関である。したがって、その構成の仕方は、弁護士(会)自治のあり方に大きな影響をおよぼし、また、だれが幹部会のメンバー、さらには議長となるのかという問題も、弁護士(会)自治のあり方に大きな影響をあたえることになる。弁護士法は、弁護士会幹部会は、「弁護士会の会員総会（協議会）により、秘密投票によつ

て三年の任期で選挙される」（第四条第二項）と記し、同議長の選挙手続については何も定めず、各連邦構成共和国の弁護士規程にゆだねている。ロシア連邦共和国の弁護士規程は、第七条第一項に弁護士法の右の規定と同じようなものをおき、同条第四項で、「弁護士会幹部会は、公開投票により、幹部会議長およびその副議長を互選する」と定めている。これらの規定が、弁護士（会）自治の担い手としての自覚をもつ弁護士によってそのまま運用されるならば、それほど深刻な問題は起ららないであろう。

しかし、現実は、そのようにはなっていない。「かつて一度も弁護実務をしたことのない者を弁護士会の長に（選挙手続を形式的に守りながら）事実上任命する」という事態⁽¹⁴⁾が生じているのである。これは、いわゆるノメンクラトウーラ制度の問題である。一九七一年のロシア連邦共和国司法省令「ロシア連邦共和国司法大臣の職名表について」⁽¹⁵⁾は、その付属文書第一号の第二項で、司法省幹部会議で議題が事前に審議されたのち、司法大臣が特定の者の任命、選挙または承認を推薦する職のリストをあげているが、自治共和国、辺区、州、モスクワ市およびレニングラード市の各弁護士会の幹部会議長の職もそのひとつである。この司法省令はいまも効力をもち、ほかの連邦構成共和国にも、これに類似した司法省令が存在すると思われる。ある弁護士によると、選挙制といえども、「警察、検察庁または裁判所のかつての働き手」で、「上部から推薦されてきた人物」のほかに、推薦を受けていない弁護士が「弁護士会の長の職」に選出されることはないのである。たとえば、現に、トルクメン共和国のアシハバード州弁護士会の幹部会議長は、同共和国の前内務次官であり、グルジア共和国弁護士会の幹部会議長は、同共和国の前検事次長である。また、モルダビア共和国弁護士会の幹部会議長の職には、長いあいだ、同共和国大臣会議の主要勤務員であつた者がついていたが、彼の引退後は、同共和国の前最高裁判所員がついており、そのほか、ロシア連邦共和国のブスコフ州、

マガダン州などの弁護士会でも、同じような状況がみられる。⁽¹⁶⁾ このように、ノメンクラトゥーラ制度により、本来選挙によるべき弁護士会幹部会議長職に特定の者が事実上司法大臣によって任命され、その結果、長いあいだに、「職名表に属する独特的指導的な弁護士集団」⁽¹⁷⁾が形成されることになったのである。このような「弁護士集団」が弁護士（会）自治の担い手として中心的な役割をはたしえないのは明らかである。したがって、弁護士会幹部会が弁護士（会）自治を担う中心的な機関となるためには、右のようなノメンクラトゥーラ制度を廃止し、弁護士法および弁護士規程の当該規定を厳守することが必要であるが、今日、それとどまらず、幹部会議長および副議長は、弁護士会の会員総会（協議会）が原則としてそれぞれ複数候補から秘密投票によつて選ぶことが提案されている。⁽¹⁸⁾ これは、弁護士会の民主化の課題でもあり、弁護士規程の改正を必要とする。

第三は、法律事務所長が司法省またはその地方機関との「調整」にもとづいて任命され、または解任される問題である。弁護士は、弁護士会幹部会が設置する法律事務所のいすれかに属して、弁護士活動をおこなうことになつてゐる。弁護士規程によると、法律事務所長には、法律事務所を一般に指導する権限のほかに、法律事務所の活動の組織化、依頼者との契約の締結、取調機関または裁判所の請求にもとづく弁護人の選任、所属弁護士のあいだでの事件のありわけ、所属弁護士の個々の活動にたいする報酬額の決定、所属弁護士による就業規則の遵守の監督、所属弁護士の行為についての不服申立ての審査、弁護士会幹部会にたいする所属弁護士の懲戒の請求、弁護士会からの所属弁護士の除籍についての問題の同幹部会にたいする提起など、所属弁護士の利害に大きくかかわる権限をあたえられてゐる（第一八条）。法律事務所長も弁護士（会）自治を担う重要な機関であるが、これらの権限が恣意的に行使されるならば、自治の担い手である弁護士の地位が弱まり、ひいては内部から弁護士（会）自治の崩壊がもたらされることになら

論 説
る。したがつて、だれがどのような選任方法で法律事務所長に選ばれるのかという問題も、弁護士(会)自治のあり方に大きな影響をおよぼすのである。ロシア連邦共和国の弁護士規程は、第八条第一項第三号で、弁護士会幹部会は、「自治共和国司法省または辺区、州もしくは市の人民代議員ソビエト執行委員会司法部との調整にもとづいて、法律事務所長を任命し、または解任する」と定めている。ここには、「調整」という行為の法的性格が明らかでないといふ問題があるが、ともあれ、法律事務所長を真に弁護士(会)自治の担い手とするには、弁護士会幹部会が弁護士会員のなかから法律事務所長を任命し、または解任し、しかも、その意思決定の手続に司法省などが関与することを認めるのは問題であろう。今日、この手続をあらためることが提案されている。たとえば、法律事務所長は、所属弁護士および事務員からなる労働集団が秘密投票によって選挙し、その結果を弁護士会幹部会が承認し、もし承認を拒否する場合には、幹部会は、労働集団にその理由を説明し、選挙のやり直しをさせることが提案されており、クラスノダール辺区弁護士会などでは、すでに、このような手続で法律事務所長を選ぶことが決定されているといわれている。⁽¹⁹⁾ これもまた、弁護士会の民主化の課題のひとつであり、弁護士規程の改正を要するものである。

このように、弁護士(会)自治の確立および発展には、その自治の担い手の形成が不可欠である。このために、まず、弁護士会への入会の請求の審査基準に客觀性をもたせ、それにもとづいて、弁護士としての資質をもち、弁護士(会)自治の担い手になりうる者だけを入会させることがもとめられているのである。それと同時に、弁護士会の指導機関の長である幹部会議長と法律事務所長を選任する場合、「一般的指導」の名のもとでの司法省などのそれへの関与を排除するとともに、もつとも民主的な手続を導入して、真に弁護士(会)自治の中心的な担い手となりうる者が選ばれるようになることが必要とされているのである。弁護士会内部において民主主義の発展がなければ、すなわち、弁護

士会の民主化がなければ、弁護士（会）自治の担い手は形成されず、したがって、その自治の確立および発展はありません。団体内部における民主主義の発展、これは、「指導」の名のもとでのその団体にたいする国家の干渉の排除とともに、その団体の自治の確立および発展の前提条件のひとつなのである。

三 弁護士（会）自治と弁護士会にたいする「一般的指導」

今日、弁護士（会）自治の確立および発展のために、これまでみてきた問題領域以外のところでも、弁護士会にたいする国家機関の「一般的指導」のあり方の見直しが進められ、その結果、つぎのような事項についても、行政機関の権限を制限し、ないしは廃止して、弁護士会の自主性を確立し、そして拡大することが主張されている。

第一は、弁護士の員数の決定の問題である。ロシア連邦共和国の弁護士規程は、第六条第一項で、弁護士会の最高機関である会員総会（協議会）の権限のひとつとして、「弁護士会の弁護士の員数、事務員定員および予算を定める」ことをあげているが、その場合、「自治共和国大臣会議または辺区、州もしくは市の人民代議員ソビエト執行委員会の事後承認」を受けることが必要とされている。法規範のうえでは、弁護士会がまず、法的問題の援助にたいする地域住民などの需要量を考慮しながら、弁護士の員数を自主的に決め、それを自治共和国大臣会議などがあとで承認する」といわれている。⁽²⁰⁾ ロシア連邦共和国を例にしていえば、同共和国司法省がまずそれぞれの弁護士会の弁護士の員数を決め、その決定なるものを自治共和国大臣会議ならびに辺区、州および市の人民代議員ソビエト執行委員会に伝達し、今度は、この自治共和国大臣会議などが各弁護士会にそれをつたえ、その伝達を受けた弁護士会が、みずからの決定

というかたちをとりながら、会員総会（協議会）でそれを承認するということになる。現実のプロセスは、法規範の論理とは逆であり、実際、この領域でも、弁護士会の自主性は否定されてしまっているのである。いずれにせよ、「自發的団体」である弁護士会がそれぞれ弁護士の員数を決めることについて、行政機関が「一般的指導」の名のもとでそれにかかるなどを認めるのは問題であろう。

ところで、ソ連の弁護士の総数は、昨年の八月時点で、約二万五、五〇〇名といわれている。⁽²¹⁾弁護士のあいだでは、今日の状況のもとでも、この数は少ないとされ、その原因として、「歴史的な」要因（戦前に形成され、市民の防御権をないがしろにする例の考え方が考慮に入れられている）や、後述する「弁護士の労働報酬の人為的な限度設定（かけだしの弁護士と経験豊かな弁護士に、賃金について同一の上限が設けられている）」などがあげられている。⁽²²⁾被疑者および被告人の防御権を軽視し、弁護士を犯罪者の擁護者、さらに犯罪対策の実施の妨害者とみる誤った考え方方がひろくゆきわたり、しかも、それが法学教育の場にも浸透していれば、弁護士を志望するものが少ないとしても、それは当然のことであろう。また、ソ連司法省により、弁護士の一ヶ月の賃金の上限が人為的に低く抑えられていれば、労働にたいする正当な対価の保証がないとして、弁護士になることを拒否する者がでてきても不思議ではない。さらに、弁護士の数が少ないので、「弁護士の員数の人为的な抑制」の結果であるともいわれているが、そのような抑制は、司法省の手によるものであれ、あるいは州人民代議員ソビエト執行委員会などの手によるものであれ、実際におこなわれている。昨年八月には、ロシア連邦共和国の一部の州人民代議員ソビエト執行委員会で、管理機関の縮小を口実に、裁判所、法律事務所および公証事務所の現員の三〇%を削減しようとする試みがあつた。⁽²³⁾このように行政機関が弁護士の員数を抑制し、時には、削減しようとするのは、その担当者たちのあいだに弁護士の役割を過小評

価する考え方があり、そして、すでにみたように、この問題についての意思決定の手続に関与することが行政機関に認められているからである。ここに、弁護士不足の根本的な原因のひとつがある。一九八七年七月の「住民への法的サービスにかんする司法機関の活動について」のソ連最高ソビエト幹部会決定⁽²⁸⁾は、ソ連司法省にたいして、法律事務所による法律問題の援助に市民が不満を抱いていることに注意を払うことをもとめた（第一項第五号）。ソ連司法省の責任者は、弁護士の不足から、そのようなことが生じていると指摘し、ソ連では、少なくとも現員の倍、すなわち約五万名の弁護士が必要であるとのべている。しかし、司法省の内部には、このような認識とは異なり、弁護士の数をふやすことに消極的な見解もある⁽²⁹⁾。ともあれ、弁護士の員数をどれだけにするかという問題は、法的サービスにたいする住民、企業などの需要量等を考慮して、弁護士会自身が決めるべき性格のものであり、実際、弁護士や研究者のあいだでは、この問題の解決を弁護士会の手にゆだねることが主張されている⁽²⁹⁾。もし、弁護士会自身が決めることができないとするならば、はたして弁護士（会）自治について語ることができるであろうか。

第二は、弁護士の賃金の問題である。弁護士法は、第一〇条で、「弁護士の労働報酬は、それがおこなった法律問題の援助にたいし市民および団体が法律事務所に支払った資金のなかから、支払われる」と定め、第一六条第三項で、「法律問題の援助にたいする報酬の支払手続」と「弁護士の労働報酬の条件」は、ソ連司法省が「その権限の範囲内で」定めると規定している。ただし、「弁護士の労働報酬の条件」を定める場合には、関係官庁と調整をすることが必要とされている。ロシア連邦共和国の弁護士規程は、第二一条第一項と第三二条にそれぞれ右の二規定をそのままおいている。ソ連司法省は、これらの規定を受けて、法律問題の援助にたいする報酬の支払手続と弁護士労働報酬規程を定めているが、前者については、昨年七月に改正され、のちに、通達「弁護士が市民、企業、施設、団体および

協同組合における法律問題の援助にたいする報酬の支払について」が公表されている。この通達のなかで示されている個々の弁護士報酬の最高額は、それまでのものと比較すると、全体として引き上げられ、少し高くなっている。⁽³¹⁾

これは、それまで個々の弁護士報酬の最高額が不当に低く抑えられ、そのため、一人の弁護士が同時に多数の事件を受任し、その結果、それぞれの処理がなおざりになつたりするなど、弁護士活動に否定的な影響があらわれたといふ弁護士会の指摘⁽³²⁾を考慮に入れた措置といえるであろう。他方、これは、弁護士の数をふやすとともに、弁護士の賃金体系を改善するためには不可欠な措置である。いうまでもなく、その引上げ額が妥当であるかどうかは別問題である。

弁護士の労働報酬は、今日、市民や企業などが右の通達にしたがつて法律事務所に支払った報酬から、その三〇%を超えない範囲内で弁護士会の資金を差し引いた（弁護士法第一五条第一項および第二項ならびに弁護士規程第二九条第一項および第二項）残りの部分から支払われ、その支払は、ソ連司法省が定めた弁護士労働報酬規程にもとづいておこなわれている。一九八七年六月、『ニジエーリヤ』（『イズベスチャ』の日曜版）の編集部は、ソ連の弁護士制度についての討議のために、いくつかの基礎データを公表したが、それによると、ソ連の弁護士の一ヶ月の平均賃金は二五〇ルーブリであり、これにたいして、熟練労働者の一ヶ月の全国平均賃金は三七〇ルーブリ以上、農業機械指導員のそれは二九〇ルーブリないし三一〇ルーブリである。また、弁護士の一ヶ月の賃金の上限は二七〇ルーブリないし三三〇ルーブリである。⁽³³⁾この最後のデータは、一九七五年四月にソ連司法省が関係官庁と調整をして定めた「弁護士労働報酬規程」から算出したものと思われる。この規程は、弁護士の一ヶ月の賃金の上限について、つぎのよう

「第二条 ……（前略）……

3 弁護士の一ヶ月の賃金は、モスクワ市、レニングラード市、モスクワ州およびレニングラード州にあつては二二〇ルーブリを、連邦構成共和国および自治共和国の首都ならびに辺区および州の中心都市にあつては二〇〇ルーブリを、その他の居住地域にあつては一八〇ルーブリを超えてはならない。これらの賃金の額は、仕事の量、そのむずかしさおよび弁護士会の財政状態を考慮して、増額することができる。ただし、それぞれの賃金の額の五〇%を超えてはならない。

…… (後略) ……

」

ペレストロイカと弁護士制度（その一）

この規定によると、地方の市町村で活動をする弁護士の一ヶ月の賃金の上限が二七〇ルーブリであり、モスクワ市弁護士会などに属する弁護士のそれが三三〇ルーブリである。弁護士の一ヶ月の平均賃金は相対的に低く、また、右の弁護士労働報酬規程では、その一ヶ月の賃金の上限は低く抑えられているといえるであろう。このような上限の設定は、いうまでもなく、悪平等をもたらすことになる。その結果、弁護士活動の質的向上が図られないとするならば、当然、この「停滯した時代に定められた弁護士の賃金の『上限』」⁽³⁵⁾を撤廃することが要求されることになる。実際、とくに弁護士のあいだで、個々の弁護士報酬を決める基準のあり方（たとえば、法律問題の援助にたいする報酬の支払手続では、その基準として、現在のような弁護士報酬の最高額ではなく、最低額を提示することが提案されている）、その具体的な決定の方法（たとえば、いわゆる成功報酬金をふくむ弁護士報酬の支払条件を事前に依頼者との契約で定めておくことが提案されている）についての議論とのかかわりで、そのことが強く要求されることになったのである。⁽³⁶⁾これは、この領域で、ソ連司法省の権限を制限して、弁護士会の自主性を拡大することをもとめたものといえるであろう。のちに、ソ連司法省は、弁護士労働報酬規程を改正したが、「法律問題の援助にたいする報酬の支

「払手続」の改正の時とちがつて、その新しい規程を公表していない。したがつて、この改正で、弁護士の賃金の上限が撤廃されたのかどうかは不明である。ウクライナ共和国のクリミア州弁護士会の幹部会議長が指摘するように、その新規程が「明らかに未完成で、考えぬかれていないもの」⁽³⁷⁾であるならば、それはおそらく撤廃されていないであろう。

第三は、弁護士の懲戒の問題である。これは、弁護士会からの除名にみられるよう、弁護士会員の資格の消滅にかかる重大な問題である。懲戒制度のあり方は、弁護士(会)自治のあり方を大きく左右し、場合によつては、それを否定することにもなりかねないほど、弁護士(会)自治にとつては重要な問題なのである。弁護士法は、弁護士の懲戒について、つぎのように定めている。

〔第一三条 弁護士の懲戒〕

- 1 弁護士は、この法律、連邦構成共和国の弁護士規程ならびに弁護士活動を規制するソ連および連邦構成共和国のその他の法令の要求に違反したときは、懲戒を受ける。
- 2 弁護士会幹部会は、弁護士の非行が判明したときは、その判明した日から一ヵ月以内にすみやかに懲戒の処分をおこなう。……（中略）……
- 3 懲戒の種類ならびに懲戒、その抹消および不服申立ての手続は、連邦構成共和国の弁護士規程が定める。ロシア連邦共和国の弁護士規程は、第二五条に右の第一項および第二項の規定をそのままおき、第二六条と第二七条で、右の第三項の規定を受けて、それぞれ懲戒の種類とその手続を定めている。懲戒は、注意、戒告、嚴重戒告、そして弁護士会からの除名の四種類であり（第二六条第一項）、とくに除名処分の場合、これが恣意的におこなわれ

ないようにするために、その要件が別に法令上明示されている（第一三條第二項）。この除名处分事由をふくめ、所属弁護士について懲戒の事由があると思料するときは、弁護士会の会員総会（協議会）、幹部会または同議長は、懲戒の手続の開始を提起することができ、また、ロシア連邦共和国司法大臣、自治共和国司法大臣ならびに辺区、州および市の人民代議員ソビエト執行委員会司法部長は、懲戒手続の開始を弁護士会幹部会にもとめることができる（第二七条第一項）。弁護士会幹部会は、審査ののち、懲戒事由にあたる事実が存在すると判断した場合に、懲戒の処分をおこなうことになるが、懲戒を受けた弁護士には、その決定について、弁護士会の会員総会（協議会）にだけでなく、自治共和国大臣会議または辺区、州もしくは市の人民代議員ソビエト執行委員会にも不服申立てをすることが認められ（同条第六項）、除名処分の場合には、裁判手続で不服申立てをすることが認められている（同条第七項および第一三条第三項）。このように、弁護士規程は、弁護士の懲戒の問題に司法省などの行政機関が関与することを認めていられるが、ロシア連邦共和国司法大臣、自治共和国大臣会議ならびに辺区、州、モスクワ市およびレニングラード市の勤労者代議員ソビエト（一九七七年のソ連憲法の制定にともない、人民代議員ソビエトと改称）執行委員会に、弁護士会から弁護士を除名する権限もあたえていた旧弁護士規程⁽³⁸⁾と比較すると、現行規程は、この領域でも、弁護士会の自主性の確立を図つたものといえるであろう。しかし、「自発的団体」である弁護士会がみずからの手で所属弁護士を懲戒する件で、懲戒権をもつ同幹部会に懲戒手続の開始を請求する権限とともに、その懲戒処分の決定についての不服申立てを審査し、その意思決定をくつがえすことができる権限を行政機関に認めるることはやはり問題であろう。今日、この点に疑問が投げかけられ、弁護士会の最高機関である会員総会（協議会）だけが、同幹部会の懲戒処分の決定についての不服申立てを審査すべきであると主張されている。⁽³⁹⁾

最後に、弁護士会にたいする「一般的指導」の名のもとで、法制上とくに司法省とその地方機関に認められている他の権限で、現在、弁護士のあいだで、その制限ないしは廃止がもとめられているもののいくつかに言及しておこう。ロシア連邦共和国の弁護士規程は、第五条第六項で、同共和国司法省、自治共和国司法省または辺区、州もしくは市の人民代議員ソビエト執行委員会司法部の提案にもとづいて弁護士会の会員総会（協議会）が招集されることを認めていた。しかし、今日、弁護士（会）自治の原則を重視する立場から、このような権限を司法省などにあたえていることにたいして批判が加えられている。⁽⁴⁾ つぎに、弁護士法は、第一六条第三項第三号および第五号で、ソ連司法省が「その権限の範囲内で」「弁護士活動の問題について通達および指導勧告」を発し、また「弁護士会にたいする一般的指導に関連するその他の権限を行使する」ことを認めている。ロシア連邦共和国の弁護士規程は、このことをあらためて確認する（第三二条第三号および第五号）とともに、同共和国司法省、自治共和国司法省ならびに辺区、州および市の人民代議員ソビエト執行委員会司法部にも、それぞれ「その権限の範囲内で」右と同じ行為をおこなうことを認めているが、今日、これらの規定にたいしても批判が加えられている。⁽⁴⁾ たとえば、「弁護士会にたいする一般的指導に関連するその他の権限を行使する」とことを司法省などに認めていた規定についていえば、「一般的指導」概念の見直しが進められている時に、「一般的指導」という文言を無限定に使い、しかも、これと関連する「その他の権限」、すなわち、これまでみてきた弁護士規程上の権限以外の「権限」を包括的に付与することによって、司法省などにいわばフリー・ハンドをあたえている規定の妥当性が問われるのは、当然のことであろう。もちろん、右の規定には、「その権限の範囲内で」という限定がつけられている。しかし、「その権限」というのは、組織規範であるソ連司法省規程⁽⁴²⁾、ロシア連邦共和国司法省規程⁽⁴³⁾ならびに辺区および州人民代議員ソビエト執行委員会司法部規程によると、

おそらく、「現行法の定める範囲内で、その定める手続により」、「弁護士会にたいする一般的指導」をおこなう権限のことであり、そうであれば、「その権限の範囲内で」といつても、それは、何ら限定の意味をもたないといわざるをえないであろう。弁護士(会)自治の確立および発展のためには、司法省などにあたえられている右のような包括的な権限を廃止することが要求されるのである。⁽⁴⁵⁾

四 むすびにかえて

これまでみてきたように、現在、ソ連では、弁護士(会)自治の確立および発展のために、弁護士会にたいする国家機関の「一般的指導」のこれまでのあり方が見直され、とくに弁護士や研究者のあいだで、司法省などの行政機関の「一般的指導」に関する諸権限の制限ないしは廃止がもとめられている。この弁護士(会)自治の確立および発展という課題は、一般的にいえば、弁護士(会)の地位を強化するために提起されたものであるが、弁護士(会)を、警察、検察庁、裁判所などの「法保護機関の適法性の遵守にたいする社会的コントロールのもっとも重要なチャネル」と積極的にとらえる人たちは、この課題は、そのように理解されるだけではなく、さらに、糾問主義的、職権主義的な色彩が濃い現在の捜査および訴訟構造から当事者主義的なそれへの転換という課題の提起をともなつたものとしても理解されることになる。いずれにせよ、この課題提起の背景には、誤った捜査および取調べ、そして誤判が多いということがある。

ところで、弁護士会にたいする国家機関の「一般的指導」のこれまでのあり方の見直しは、弁護士の全国組織の結成についての問題の提起につながっていくことになる。この問題そのものは、以前にも提起されたことがあるが、い

うまでもなく、それぞれ提起された時の歴史的状況は異なり、したがって、その意義も異なる。現在、弁護士会は、辺区、州、自治共和国、州の区画がない連邦構成共和国、そして連邦構成共和国の弁護士規程に定めがある場合には、市でそれぞれ組織されており、その数は一六三にのぼっている。しかし、これらは、それぞれ独立しており、たがいに組織的なつながりをもたず、ただ、司法省およびその地方機関の「一般的指導」を介して、間接的なつながりをもつにすぎないのである。弁護士(会)自治の原則を重視し、司法省などの「一般的指導」にたいして否定的な立場をとる人たちからは、当然、弁護士(会)自治の原則にもとづいて弁護士会を全連邦的規模でまとめる構想がうちだされることになる。ここには、考え方のちがいが若干みられるが、たとえば、モスクワ市弁護士会幹部会議長によると、一九八七年五月、各地の弁護士会幹部会議長三〇名が、弁護士の全国組織の目的と任務を具体化するため、編集委員会を設置した。この編集委員会はのちに、「ソ連弁護士同盟 (Союз адвокатов СССР)」の規約の草案を準備した。この草案では、「ソ連弁護士同盟」は、ソ連憲法第五一条（結社の権利）にしたがって活動する社会団体、弁護士会の自発的な団体と定義され、その目的として、「社会主義的適法性の厳守についてのソ連共産党の政策の実現に協力すること」があげられている。そして、同盟には、「全連邦弁護士協議会」が五年の任期で秘密投票によって選挙する「理事会」がおかれ、この「理事会」に代表権、法案提出権などがあたえられている。同盟には、さらに、「全連邦弁護士研究所」を付置することも予定されている。最後に、草案では、同盟の資金は、弁護士会からの拠出金と出版活動その他の事業活動からの収益金でまかなわれることとされているのである。⁽⁴⁸⁾ このような「ソ連弁護士同盟」設立構想は、基本的に、圧倒的多数の弁護士会から支持をえることになつた。

しかし、弁護士会にたいする「一般的指導」の担当者たちは、右のような構想に反対した。彼らは、「今日、主要なことは、弁護士会内部でより民主的な管理形態（幹部会議長および法律事務所長の選挙）を確立し、弁護士の労働報酬の規則をあらため、かつて信用をおとす行為をした者を弁護士会に入会させないことである」とのべているが、これは、すでにみてきたように、「一般的指導」のこれまでのあり方の見直しを進めている人たちによつても主張されていることである。しかし、その担当者たちは、弁護士会にたいする実際の「一般的指導」に欠陥があることを認めながらも、弁護士（会）自治の確立および発展のために、「一般的指導」のこれまでのあり方を見直し、司法省などのそれにかかる諸権限の制限ないしは廃止を主張しているわけではない。彼らは、「一般的指導」にみられる「欠陥の原因のひとつ」として、ソ連および連邦構成共和国の各司法省の「弁護士部の人員が少ないこと」をあげ、問題が指導体制の不十分さにもあるという見解をとつてゐる。したがつて、彼らからすると、司法省およびその地方機関の「一般的指導」にかかる権限については、それを制限し、ないしは廃止するのではなく、これまでどおり司法省などが維持し、指導体制の不十分なところについては、「弁護士会の長によつて民主的な方法で選ばれる連邦弁護士会評議会（Совет адвокатуры）」、さらに、州の区画がある連邦構成共和国では、「共和国弁護士会評議会」をその補完物として設置することを提唱するというのが当然の帰結となる。⁽⁵¹⁾ このような「弁護士会評議会」設置構想は、それがソ連司法省や連邦構成共和国司法省に付置される機関であるため、弁護士（会）からはげしい批判を受けることになつた。⁽⁵²⁾

このように、弁護士（会）の全連邦的組織のあり方、その構成の仕方などをめぐつて、司法省と弁護士会グループとのあいだに「衝突」があり、その「戦いは、舞台裏でおこなわれた」といわれているが、約二年間にわたつてかなり

説はげしい「戦い」が展開されたように思われる。とまあれ、この「戦い」の勝敗の帰趨は、弁護士(今)自治のあり方に決定的な影響をあたえることになる。本年一月二四、二五の両日、モスクワで、「ソ連弁護士同盟」の設立大会がひらかれ、その理事長に、モスクワ市弁護士会幹部会議長ゲ・ヴァスクリセーンスキイが選出された。⁽⁵⁾これは、「戦い」が基本的に弁護士会側の勝利に終わつたことを示しているが、これによつて、弁護士(今)自治の確立および発展にむけて、弁護士制度の「根本的なペレストロイカ」の「第一歩」があつたといえるであろう。今後、弁護士会にたいする国家機関の「一般的指導」のこれまでのあり方がどこまで見直され、そしてどのように改革されるのか。「一般的指導」にかかる司法省などの諸権限は、全面的に廢止されるのであるうか。これは、今日、その作業が進められている弁護士法および弁護士規程の改正がおこなわれた段階で明らかにされるであろう。「弁護士(今)の自由および独立の度合は、社会の民主化の尺度である」⁽⁶⁾とするならば、その時、ソ連社会における民主主義の発展水準も明らかにされるゝことになるであらう。

- (1) Г. Падва. Союз или совет адвокатов. «Советская Россия», 6 июля 1988.
- (2) В. И. Кальный. Нужен Союз советских адвокатов. «Литературная газета», 13 июля 1988.
- (3) А. Милин. Задачи просит адвокат. «Московская правда», 25 июля 1987.
- (4) Ведомости Верховного Совета СССР, 1979, №.49, ст. 846. ジの法律は「ソ連弁護士制度の新展開」——「ソヴィエト連邦弁護士法」「法律時報」第五二巻第八号をみよ。なお、ジの法律の邦訳は、稻子恒夫監修『ソ連重要法令集』第一巻、プログレス出版社、一九八四年に取められてい。⁶⁰
- (5) См. напр. Г. Падва. Указ. статья.
- (6) См. напр. Г. М. Резник. Простран профессии адвоката. «Советское государство и право», 1987, №.

- 3, стр. 66 и сл.
- (т.) См. Резолюция XIX Всесоюзной конференции КПСС: О правовой реформе. «Коммунист», 1988, №. 10, стр. 87.
- (∞) Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1980, №.48, ст. 1596.
- (с.) Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1962, №. 29, ст. 450.
- (10) См. В. Савицкий. Престиж адвокатуры. «Правда», 22 марта 1987.
- (11) См. там же.
- (12) См. напр. П. Д. Баренбойм. Проблемы и перспективы развития адвокатуры. «Советское государство и право», 1988, №. 1, стр. 89.
- (13) См. Слагаемые престижа адвокатуры. «Советская юстиция», 1988, №. 3, стр. 20.
- (14) См. П. Д. Баренбойм. Указ. статья, стр. 88-89.
- (15) Сборник приказов, инструкций и указаний Министерства юстиции РСФСР. Под общей редакцией Ю. Д. Северина. М., 1976, стр. 231-236.
- (16) См. А. Мове. Быть ли союзу адвокатов? «Советская культура», 2 февраля 1989.
- (17) Там же.
- (18) См. Ю. И. Степцовский. Адвокатура : нормативное регулирование организации и деятельности. «Советское государство и право», 1988, №. 1, стр. 86.
- (19) См. там же.
- (20) См. В. Савицкий. Указ. статья.
- (21) См. Адвокаты и борократы. «Известия», 27 августа 1988.
- (22) См. Адвокат: права, правила, гарантии. «Неделя», 1987, №. 15.
- (23) 筆者だ。一九八六年にヤスクワに滞在していた時、ヤスクワ大学法科部を卒業した。連科学アカデミー付属国家・法研究所の大學生かい、同法科部の卒業生の進路状況を聞いたが、それによると、卒業生1100名だ。このうち約のべか、検察庁に

六〇名など七〇名、内務省の取調機構に三〇名ないし四〇名が就職するのにたゞし、裁判所、公証事務所、弁護士会にはそれぞれ四名または五名しか就職せず、ほかの者は、行政機関や、法律顧問として企業などに就職するところとあつた。もやるん、これは、個人の経験にもとづく概数であるため、不正確をまぬがれないが、それにもかかわらず、いにかく、弁護士になる者が少ないという全般的な傾向はうかがわれるであろう。

- (24) B. Савицкий. Указ. статья.
- (25) См. Б. Кравцов. Время конкретных дел. «Социалистическая законность», 1988, №. 12, стр. 23. もなみは、ソ連司法大臣ハシモフートは、「裁判官、弁護士および公証人の『逕減』というふうの決議だ、カリヨンカムの頗著な例やね」(Tam же) へ賛成してゐる。その趣旨を法リチャードの語りのあふわれてみてしよう。
- (26) Ведомости Верховного Совета СССР, 1987, №. 30, ст. 474.
- (27) См. Б. Кравцов. Указ. статья, стр. 22-23.
- (28) См. И. Сухарев, С. Менемшев. Совершенствование деятельности адвокатуры. «Советская юстиция», 1988, №. 10, стр. 21. たゞし、この論文の著者の一人であるソ連司法省弁護士部主席顧問ペーベントは、「ソビエト国家と法」誌の編集部が一九八四年六月に主催した日卓会議の席上では、ソビエト連邦共和国では、弁護士の数が人為的に抑えられる、今後、その数をやさしくして必要があると、反対の立場のベーベント(Повышение роли адвокатуры в оказании юридической помощи граждан. «Советское государство и право» 1985, №. 2, стр. 94)。
- (29) См. напр. О повышении эффективности правотворческой и правоприменительной деятельности (Обзор сообщений по вопросам уголовного права, уголовного процесса и прокурорского надзора). «Советское государство и право», 1988, №. 3, стр. 99. もなみは、弁護士ハシモフーク「現在、三〇万五、〇〇〇名ほし四万名弁護士が不足」(П. Д. Баренбойм. Указ. статья, стр. 91)。
- (30) Бюллетень нормативных актов министерств и ведомств СССР, 1988, №. 12, стр. 24-28.
- (31) ハの新しい通達のやうひとつ特徴は、第一項第1号で、依頼を受けた事件が複雑である場合は特定の弁護士に事件の依頼があった場合には、依頼者と法律事務所長とのあいだで、通達に定められてる個々の弁護士報酬の最高額を超える額を支払う」として契約をむすぶことやむこととを認めた点である。

ペレストロイカと弁護士制度（その一）

- (32) См. Повышение роли адвокатуры в оказании юридической помощи граждан. «Советское государство и право» 1985, №. 2, стр. 98; Т. В. Хохрина. Проблемы деятельности адвокатуры (Обзор откликов на материалы «Круглого стола»). «Советское государство и право», 1986, №. 9, стр. 90-91.
- (33) См. Право на защиту. «Неделя», 1987, №. 22.
- (34) Сборник приказов, постановлений коллегии, инструкций и указаний Министерства юстиции СССР. М., 1976, стр. 491-493.
- (35) Слагаемые престижа адвокатуры. «Советская юстиция», 1988, №. 1, стр. 19.
- (36) См. напр. там же, стр. 19-20.
- (37) Раздумья адвокатов. «Советская юстиция», 1988, №. 23, стр. 31.
- (38) 田弁護士規程の上の具体的な規定などには、現行の弁護士規程が制定された前の裁判が取った
（Ю. И. Степовский. О профессиональной дисциплине адвокатов. «Советское государство и право», 1979, №. 5, стр. 106-107）。
- (39) См. Ю. И. Степовский. Указ. статья. «Советское государство и право», 1988, №. 1, стр. 82.
- (40) См. там же, стр. 81-82.
- (41) См. там же, стр. 80-81.
- (42) Свод законов СССР, том 10. М., 1986, стр. 88-93.
- (43) Свод законов РСФСР, том 1. М., 1986, стр. 316-323.
- (44) Свод законов РСФСР, том 8. М., 1987, стр. 136-141.
- (45) 弁護士法は、第一六条第四項で、「弁護士会の総会（協議会）の決議または幹部会の決定が現行法に適合しないときは、ハ連司法省は、その効力を停止する。」この場合には、弁護士会の総会（協議会）または幹部会に問題の再審議をもとめることがあれば」と定め、ロシア連邦共和国の弁護士規程は、第三五条で、ソ連司法省とロシア連邦共和国司法省とにとまつて、自治共和国大臣会議、地区、州および市の人民代議員ソビエト執行委員会にも同じ権限をもたらしている。弁護士（会）自治の原則からすれば、行政機関によるような権限をもたらさないが、したがって、これらの規定も当然、きびしい批判を受けてし

- (44) П. Д. Баренбойм. Указ. статья, стр. 88.
- (45) См. напр. Ю. И. Степовский. Против централизации адвокатуры. «Советское государство и право», 1988, №. 10, стр. 135.
- (46) См. Слагаемые престижа адвокатуры. «Советская юстиция», 1988, №. 3, стр. 20.
- (47) См. напр. К вопросу о создании всесоюзной общественной организации адвокатов. «Советское государство и право», 1988, №. 8, стр. 140-142; К созданию Союза адвокатов страны. «Советская юстиция», 1988, №. 16, стр. 30-31.
- (48) И. Сухарев, С. Менемшев. Указ. статья, стр. 22.
- (49) См. там же.
- (50) См. напр. Слагаемые престижа адвокатуры. «Советская юстиция», 1988, №. 3, стр. 20-21.
- (51) См. В. Настиченко. Быть ли Союзу советских адвокатов? «Советская культура», 8 декабря 1988.
- (52) См. В. Настиченко. Быть ли Союзу советских адвокатов? «Советская культура», 8 декабря 1988.
- (53) См. В. Настиченко. Быть ли Союзу советских адвокатов? «Советская культура», 8 декабря 1988.
- (54) См. Объединение адвокатов. «Правда», 25 Февраля 1989; Л. Заверин. Создан Союз адвокатов СССР. «Известия», 26 Февраля 1989. ソ連アドボクツ連盟設立の歴史、ソ連アドボクツ連盟設立の歴史。
- (55) См. В. Портников. Защитить адвоката. «Правда», 27 Февраля 1989.
- (56) Ю. И. Степовский. Указ. статья. «Советское государство и право», 1988, №. 1, стр. 80.
- (57) См. Портников Юрий. Адвокаты в Советском государстве и праве. «Правда», 27 Февраля 1989.
- (58) См. Портников Юрий. Адвокаты в Советском государстве и праве. «Правда», 27 Февраля 1989.